



システム対象業務の見直し (海上保稅・貨物)

2019年10月9日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. システム対象業務の見直し（海上保税・貨物）

プログラム変更要望のうち、継続案件および第6次NACCS中での対応が困難となっている要望について実施の可否を検討する。また、新規業務等の必要性についても検討する。

区 分	概 要	備 考
1. 個別検討事項	海上保税・貨物に関するシステム対象業務の見直し	
2. 現行仕様	改変規模が大きい変更要望は、関連システムへの影響等の理由から、第6次NACCS中の単年度プログラム変更として実施できない案件が存在する。	
3. 見直しの経緯 (利用者の要望等)	<ul style="list-style-type: none">・プログラム変更要望において、継続案件および第6次NACCS中での対応が困難となっている要望について更改のタイミングで実施する必要がある案件実施の可否を検討する。・新規業務の必要性について検討する。	
4. 次期仕様	実施案件について検討する。	
5. その他	<ul style="list-style-type: none">・第6次NACCS更改後、過去2年間に提出されたプログラム変更要望の内、新規業務新設の要望を次ページに整理。・今後提出されるプログラム変更要望（2020年度以降）については、適宜検討案件として追加検討する。	

2. 第6次稼働後（2018、2019年度案件）に寄せられた新規業務の新設を要望するプログラム変更要望一覧

	概要	現行仕様	要望内容
1	「（仮称）一括搬出取消確認登録」業務	混載業者(NVOCC)が予定されたコンテナ詰場所が変更となった場合は、一括搬出登録を行っている場合のみ一括搬出取消は可能であるが、一括搬出されていない場合は輸出管理番号ごとに取消しを行っている。	個別搬出登録した場合でも、「（仮称）一括搬出取消確認登録」業務を追加して頂きたい。（※1）
2	「（仮称）許可・承認貨物（輸出）情報」業務	輸出許可済みの貨物をCFSに持ち込む際、慣習的にCFSの求めに応じ「輸出許可通知書」を持参している。	輸出許可済み貨物のCFS持ち込みの際に、保税蔵置場から要求される輸出許可書に代えて、新規に「（仮称）許可・承認貨物（輸出）情報」業務を新設し、「輸出許可通知書」に代えて「許可・承認（輸出）通知書」を出力する。併せてその出力先に新たに「通関業」を加える。 また、「輸出入許可通知書」出力の際には、「許可・承認貨物（輸出）情報」を同時に出力する（「輸出許可内容変更」があった場合にも同様に出力）。（※2）
3	「（仮称）許可・承認貨物（輸入）情報」業務	許可情報の配信先は「保税蔵置場」「船会社」「CY」となっている。輸入許可済みの貨物をCFSより引き取る際に「輸入許可通知書」を持参している。	輸入許可済み貨物をCFSより引き取る際に、保税蔵置場から要求される輸入許可書に代えて、新規に「（仮称）許可・承認貨物（輸入）情報」業務を新設し「輸入許可通知書」に代えて「許可・承認（輸入）通知書」を出力する。併せて配信先に「通関業」を加える。（※3）
4	検査指定票の対査業務システム化	検査指定票をヤードに持ち込み、対査印を取得している。	検査指定票の対査業務をNACCSで行えるようにしてほしい。（ヤードがチェックを入れたらOKにするなど）（※4）

（※1）BOC業務の処理区分「3：搬出取消し（個別）」で、搬出番号を入れずに輸出管理番号のみを20件入力可能とする事も検討可能。

（※2）BOC業務実施時に搬出先蔵置場へ出力されるSAT0110（搬出確認登録通知情報）が輸出許可済みであることを意味している。
また、EDA業務にて入力するバンニング場所へも許可・承認貨物情報を出力している。

（※3）輸入許可となった際の蔵置場向けに、許可承認貨物情報を出力させている。

（※4）保税運送の様に台帳として残るのであれば、対査確認を不要と出来ないか検討可能。